

平成 24 年 9 月 4 日

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会

主査 土肥一史 殿

日本放送協会

一般社団法人日本民間放送連盟

「間接侵害」について（意見）

日本放送協会及び一般社団法人日本民間放送連盟は、貴小委員会で検討中の間接侵害に関し、共同して、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1. 現状認識

- 裁判所は、2ちゃんねる事件（東京高判平 17・3・3）、ファイルログ事件（東京高判平 17・3・31）、選撮見録事件（大阪高判平 19・6・14）、MYUTA 事件（東京地判平 19・5・25）、TV ブレイク事件（知財高判平 22・9・8）に見られるように、情報技術の発展に伴う新たな類型の侵害案件において、現行著作権法を前提としつつ、直接行為主体の弾力的な認定によって、個別の事案ごとにケースバイケースで妥当と思われる結論を導き、差止めも容認してきました。
- まねきTV 事件及びロクラク II 事件の両最高裁判決は、これらの下級審判例と軌を一にするものであり、米国のように直接侵害と間接侵害を峻別する方法によらず、直接行為主体の弾力的な認定によって、個別の事案ごとにケースバイケースで妥当な結論を導くべきとの立場を最高裁として明確にしたものと受け止めています。

2. 立法措置の必要性について

- これまでのところ、本来差止めがなされてしかるべきであるにもかかわらず間接侵害規定がないために侵害自体が否定され、又は、侵害は肯定されても差止めが否定されたという裁判例は見受けられません（上級審で変更されたものを除きます）。
- 第 2 回小委員会における委員のご指摘にあるように、裁判所のいう「管理性」「支配性」といった概念については、これまでの裁判例の蓄積から一定の相場観があり、立法措置によって明確化を図らねば行為者の予見可能性が確保できないとまでは言えないものと考えます。

- 新たに間接侵害に関する規定が改正・新設されたとしても、上記最高裁判所の行為主体の判断手法に影響を及ぼすとは限らず、試案（司法救済ワーキングチーム作成にかかる平成24年1月12日付『間接侵害』等の考え方の整理」参照）にある「実質的危険性」「合理的措置」「積極的に誘引する態様」等の解釈も一様ではないから、侵害の有無についての予測可能性を高めるという効果は期待できないように思われます。
- むしろ、上記委員のご指摘のように、試案による場合、直接侵害と間接侵害の重複部分が生じ、より一層の混乱を招くのではないのでしょうか。

3. 結論

- 現時点において、現行著作権法の下で、間接侵害規定が存在しないために司法救済が不十分であるとか、権利侵害や差止め対象が不明確であるといった、間接侵害の立法化を進める具体的な必要性を認識していません。
- 他方、直接侵害と間接侵害の重複部分を生じさせることで一層の混乱を招く懸念がぬぐい去れません。
- よって、少なくとも現状において、現在の試案を前提に、試案の示す3つの類型に該当する間接行為者が差止請求の対象となることを明確にする方向での立法措置については、慎重であるべきものと思料します。

以上